

12 議会・選挙

1 議会

問合せ先 議会事務局 庶務係 TEL 83-8176 FAX 83-8714

●市議会の役割

<重要事項の議決>

市議会は、「議決機関」として市の重要な事項を決定します。これを「議決」といいます。議決すべき主なものは次のとおりです。（地方自治法第96条）

- ・ 条例を制定、改正、廃止すること
- ・ 予算を決めること
- ・ 決算を認めること
- ・ 市の税金、使用料、手数料などに関すること
- ・ 条例で定める契約の締結や財産の取得または処分に関すること
- ・ 副市長、教育委員、監査委員などの選任に同意すること
- ・ その他、法律や政令、条例により市議会の権限とされていること

<市政のチェック>

市政が正しく運営されているかどうかを調査したり、事務の流れを検査したりすることができます。監査委員に監査を求めて、その結果を報告してもらうこともあります。

<意見書・要望書の提出>

市民生活に重要なことで、それが国や県の仕事である場合には、それぞれ関係機関に「意見書」や「要望書」を提出して解決を求めます。

●会議のあらまし

<議会の招集>

市議会には、定期的にかかれる「定例会」と必要に応じて開かれる「臨時会」があります。真岡市の場合、定例会は原則として、毎年2月、6月、9月、12月に開かれます。

市議会の招集は市長が行いますが、議長または議員定数の1/4以上の議員から請求があった場合にも、市長は臨時会を招集しなければなりません。

<本会議>

議員が議場に集まって行う会議を「本会議」といいます。本会議は、市議会の意思を決める大切な役割を持っています。

定例会の場合は、初日の本会議で、まず会議の期間を何日間とするかを決めます。（真岡市の場合、およそ20日間程度）そして、市長から提案された議案の説明などがあります。その5日後ぐらいから、2～3日間にわたり、議案や市政についての「一般質問」を行います。

その後、議案を常任委員会で詳細に審査します。最終日の本会議では、常任委員会での審査経過と結果が報告され、賛成・反対の意見を出し合った後、議決を行います。

<委員会>

議会で扱う問題は数が多く、内容も幅広い分野にわたっています。そこで、これらをいくつかの部門に分けて専門的・能率的に審査するために委員会を設けています。

委員会には常に設置されている「常任委員会」と、必要に応じて設置される「特別委員会」があります。議員は必ず1つの常任委員会に所属することになっています。

市議会には、現在4つの常任委員会が設置されています。

名 称	担 当 事 項
総務常任委員会	総務部、市民生活部、会計課、監査委員、公平委員会および選挙管理委員会の所管に関する事項ならびに他の常任委員会の所管に属しない事項
文教常任委員会	教育委員会の所管に関する事項
民生産業常任委員会	健康福祉部、産業環境部および農業委員会の所管に関する事項
建設常任委員会	企業誘致推進部、建設部および水道部の所管に関する事項

2 選 挙

問合せ先 選挙管理委員会 TEL 83-8190 FAX 83-8082

●選挙権と被選挙権

<選挙権>

選挙権は、日本国民で年齢が満20歳以上の方にありますが、国と地方の選挙では次のような違いがあります。

- ・衆議院議員、参議院議員の選挙
年齢満20歳以上の日本国民である方
- ・栃木県議会議員・知事、真岡市議会議員・市長の選挙
年齢満20歳以上の日本国民で、引き続き3カ月以上真岡市に住んでいる方

<被選挙権>

選挙で選ばれて公職に就くためには、日本国民であるほかに、次のような条件があります。

- 衆議院議員、真岡市長 年齢満25歳以上の方
- 参議院議員、栃木県知事 年齢満30歳以上の方
- 栃木県議会議員、真岡市議会議員 年齢満25歳以上で、その選挙権がある方

●選挙人名簿

選挙権があっても、選挙人名簿に登録されていないと投票することができません。次の要件を満たしていれば、特別な手続きをしなくても、毎年3月2日、6月2日、9月2日、12月2日および選挙があるときに真岡市の選挙人名簿に登録されます。

- ・真岡市に住所がある方
- ・年齢満20歳以上の日本国民である方
- ・住民票が作成された日（転入については転入届をした日）から引き続き3カ月以上真岡市の住民基本台帳に登録されている方

なお、一度登録されると、死亡や日本国籍を失ったとき、または他の市町村へ転出して4カ月を経過したときのほかは抹消されることはありません。

●選挙での投票

真岡市の選挙人名簿に登録されている方には、選挙のときに投票所入場券を郵送します。届いた入場券をお持ちになって、指定された投票所で、投票してください。もし、入場券が届かないときは、市選挙管理委員会にお問い合わせください。

また、入場券をなくしてしまったときでも投票することができますので、投票所に行ってその旨をお話してください。

なお、投票時間は、午前7時から午後8時までとなっています。

●期日前投票

投票は投票日に投票所で行うのが原則です。しかし、投票日に仕事や旅行あるいは出産や入院などの用事がある人のために、投票日前でも直接投票箱に投票できる制度が期日前投票制度です。

- 対象となる投票 名簿登録地（真岡市）で行う投票のみ
- 投票期間 選挙期日の公示（告示）日の翌日から選挙期日の前日まで
- 投票場所 期日前投票所（選挙前に市の広報紙等でお知らせします。）
- 投票時間 午前8時30分～午後8時まで
- 投票手続き 基本的に選挙期日の投票所における投票の手続きと同じですが宣誓書の提出が必要となります。

●不在者投票

名簿登録地の真岡市の選挙管理委員会における不在者投票は、上記の期日前投票に移行しましたが、名簿登録地以外の市町村の選挙管理委員会で行うものや、県選挙管理委員会が指定した病院施設等での投票は、従来どおり不在者投票（投票用紙を封筒に入れて署名する。）として行われます。

○不在者投票期間

選挙の公示（告示）日の翌日から選挙期日の前日までです。期日前投票制度の創設にあわせて期間が1日短くなりました。（今までは、告示日の日から）

○不在者投票場所

・名簿登録地（真岡市）以外の市町村

出張先、旅行先などの市町村で行う場合は、事前に手続きが必要です。詳しくは選挙管理委員会にお問合せください。

・各都道府県の選挙管理委員会が指定した施設（病院、老人保健施設、老人ホームなど）

上記施設に入院、入所されている方は、施設内で投票できますので施設担当者にお問合せください。

○郵便投票制度

「身体障害者手帳」、「戦傷病者手帳」をお持ちの方、介護保険の被保険者証の介護区分が「5」の方は、事前に市選挙管理委員会から「郵便投票証明書」の交付を受け、自宅で投票用紙に記入して、郵送する方法で投票できる制度があります。

ただし、障がいの程度によって該当しない場合もありますので、詳しくは市選挙管理委員会にお問合せください。

○代理記載制度

郵便等による不在者投票をすることができる選挙人で、自ら投票用紙に記載することができないものとして認められた次の（1）（2）に該当する方は、あらかじめ市選挙管理委員会に届けた方（選挙権を有する方に限る。）に投票に関する記載をさせることができます。

- （1）障害者自立支援法上の身体障がい者で身体障害者手帳に上肢または視覚の障がいの程度が1級である方として記載されている方
- （2）戦傷病者特別援護法上の戦傷病者で、戦傷病者手帳に上肢または視覚の障がいの程度が特別項症から第2項症までである方として記載されている方